

木材加工流通施設等の整備支援事業実施要領

平成 30 年 3 月 30 日付 29 産労農森第 1278 号
最終改正：令和 8 年 3 月 31 日付 7 産労農森第 1566 号

第 1 趣旨

木材加工流通施設等の整備支援事業（以下「本事業」という。）の実施については、木材加工流通施設等の整備支援事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付 29 産労農林第 1163 号）及び木材加工流通施設等の整備支援事業費補助金交付要綱（平成 30 年 3 月 30 日付 29 産労農林第 1164 号）によるほか、この要領に定めるところによるものとする。

第 2 事業内容等

- 1 本事業の事業内容、事業実施主体及び補助率等は、別表 1 のとおりとする。
- 2 本事業の対象工種、事業基準、対象経費は、別表 2、別表 3、別紙 1 のとおりとする。

第 3 実施計画書

- 1 事業実施主体は、別表 1 に掲げる事業を実施しようとするときは、東京都知事（以下「知事」という。）が定める期日までに、実施計画承認申請書（様式第 1 号）を知事に提出するものとする。
- 2 前項の申請書には、実施計画書（様式第 2 号）及び事前点検シート（様式第 3 号）を添付するものとする。

なお、実施計画の作成に当たっては以下のとおりとする。

- ア 指標のガイドライン（別表 4）に基づき、指標の目標値を設定するものとする。
 - イ 費用対効果については、事業実施主体が、「林業・木材産業循環成長対策交付金の事業評価実施要領（令和 5 年 3 月 30 日付 4 林政経第 900 号）」に準じて算出するものとする。
 - ウ 財務状況の把握のため、直近 3 箇年の決算報告書（報告書がない場合には、直近 3 箇年の収支状況がわかるもの）を添付するものとする。ただし、設立後 3 年未満の事業実施主体については、設立時貸借対照表等の財務状況を把握可能な書類を添付するものとする。
- 3 知事は、提出された実施計画書について、内容が適切であり、事業実施が妥当であると認めたときは、当該実施計画書を承認する。

第 4 実施計画の変更

- 1 事業実施主体は、実施計画書の承認後、必要に応じて変更を行うものとし、変更申請については第 3 の規定に準じて行うものとする。

なお、補助金の変更承認申請書に変更実施計画書を添付する場合は、その承認をもって変更実施計画書の承認とする。

第5 状況報告

- 1 事業実施主体は、本事業の実施年度の翌年度から別表4に定める目標年度まで、実施計画書で設定した指標の目標値の各年度における達成状況について、翌年度の5月末までに様式第4号により知事に報告するものとする。
- 2 事業実施主体は、本事業の実施年度の翌年度から起算して3年間、別表1に掲げる事業についての収支実績を翌年度の5月末までに様式第5号により知事に報告するものとする。

第6 施設の管理

- 1 管理主体（原則として事業実施主体とする。）は、本補助金により取得し、又は効用の増加した財産等については、本補助金の趣旨に即して適正に管理運営するものとする。
- 2 事業実施主体が、普通地方公共団体である場合は、地方自治法第244条の2第3項に定める指定管理者に管理を行わせることができるものとする。
- 3 管理主体は、施設の管理運営状況を明確にするため、その種類、所在、構造、規模、価格、得喪変更の年月日等を記載した台帳を備えるものとする。
- 4 施設の処分の取扱いについては、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について（平成20年5月23日付20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知）」を準用するものとする。

第7 助言・指導

- 1 知事は、本事業の適切かつ効果的な実施のため、必要な助言及び指導を行うものとする。
- 2 前項の助言及び指導を行うに当たっては、必要に応じて現地調査等や事業実施主体の所有する本事業関連書類等の提出を求めることができるものとする。

第8 改善措置等

- 1 事業実施主体は、第5に規定する状況報告に際して、実施計画書において個々に設定した指標の目標値の達成状況が低調である場合は、その原因を調査・分析するとともに、別紙3のとおり必要な改善措置等を講じ、改善計画報告書（様式第6号）により知事に報告するものとする。
- 2 知事は、前項の報告書に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

第9 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、別に定めるところによるものとする。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

第4の規定は、平成30年度に実施した事業より適用することとする。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表 1

事業内容	事業実施主体	補助率等
1 木材加工流通施設等に係る整備 (首都圏内の製材事業所等に限る。)	東京の木多摩産材認証制度において登録事業者 に認定された原木市場、製材業者及びチップ等 業者(以下「製材業者等」という。)、市町村、 木材関連業者等の組織する団体(別表 3 1 (2) ①アに該当するものに限る。)、その他知事 が認めるもの	1/2以内

別表 2

事業 内容	工種又は 施設区分①	工種又は 施設区分②	呼称単位	
			A	B
1 木材 加工 流通 施設 整備	木材製材 施設装置	帯鋸盤、丸鋸盤、鋸仕上機械、選別機、チップパー チップ吹上装置、集じん装置、防虫・防腐施設、剥皮施設 木材乾燥機、焼却炉 作業用建物、製品保管倉庫、管理棟 貯木場整備新設、貯木場増設、貯木場改良・舗装 リングバーカ、シングルバンドソー ツインバンドソー、ギャングリッパー その他	棟 箇所	台 式 基 ㎡ ㎡ 台 台 —
	集成材加工 施設装置	(注)木材製材施設のほか 木工鋸盤、かんな盤、木工フライス盤、ほぞ取り盤 木工せん孔盤、木工旋盤、サンダー、木工工具研削盤 ジョインター、接着機械 その他		台 台 台 —
	合・単板加工 施設装置	(注)木材製材施設のほか 単板製造機械、単板乾燥装置、調板機械 接着機械、合板仕上・処理機械 ロータリーレース、ドライヤー その他		式 式 台 —
	プレカット 加工施設装 置	(注)木材製材施設のほか 柱加工機、横架材加工機、仕口加工機 クロスカットソー、加工盤反転装置、角のみ盤 その他		台 台 —
	チップ加工 施設装置	選別機、チップパー、チップスクリーン、研磨機 剥皮施設、チップ吹上装置、集じん装置、 作業用建物、チップサイロ、管理棟 貯木場整備新設、貯木場整備増設、貯木場改良・舗装 その他	棟 箇所	台 式 ㎡ ㎡ —
	木材加工施 設装置	(注)木材製材施設のほか 木工鋸盤、かんな盤、木工フライス盤、ほぞ取り盤 木工せん孔盤、サンダー、丸棒加工機、木工工具研削盤 ジョインター、接着機械 その他		台 台 台 —

事業 内容	工種又は 施設区分①	工種又は 施設区分②	呼称単位	
			A	B
	木材材質高度化施設装置	木材乾燥機 防虫・防腐施設 作業用建物、製品保管倉庫、管理棟 その他	棟	基 式 ㎡ —
	丸棒加工施設装置	(注)木材製材施設のほか 丸棒加工機 その他		台 —
	杭加工施設装置	(注)木材製材施設のほか 杭加工機、結束機 その他		台 —
	木材処理加工用機械	ログローダ、フォークリフト クレーン、ホイールクレーン 機械保管倉庫 その他	棟	台 台 ㎡ —
	品質向上・物流拠点施設装置	木材乾燥機 木質資源利用ボイラー施設、木質資源供給装置 木質バイオマス発電施設 モルダ、グレーディングマシン、含水率計(設置型) マーキング装置、自動製品選別装置 作業用建物、管理棟、製品保管・配送施設 その他	棟	基 式 式 台 台 ㎡ —
	新しい木材活用のための加工供給施設	グレーディングマシン、含水率計(設置型) モルダ、マーキング装置、自動製品選別装置 木材強度性能等計測装置、木材注葉等処理施設 木質資源利用ボイラー施設 木材乾燥機 作業用建物、製品保管・配送施設、管理棟 その他	棟	台 台 式 式 基 ㎡ —
	木材集出荷用機械	貨物自動車（積載型トラッククレーンを含む） ログローダ、フォークリフト ホイールクレーン、ショベルローダ 機械保管倉庫	棟	台 台 台 ㎡

別表 3

1 木材加工流通施設整備 (1) 採択基準 ① 機能要件 東京の木多摩産材又は東京の木多摩産材を原材料とする建材（以下「東京の木多摩産材等」という。）の流通量又は加工量等の目標が、都の目標数値の伸び率以上であること。
--

② その他の要件

ア 施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとする。

イ 1施設当たりの事業費は、おおむね 50 万円以上 1 億円以内とする。

(2) 細則

① 事業実施主体について

事業実施主体は、別表 1 による。ただし、アの者については、次の条件を満たすこと。

ア 木材関連業者等の組織する団体

製材業者等及び東京都内の市町村が主たる構成員又は出資者（市町村を除き、原則として、事業実施地域において事業を行っている者又は居住する者に限る。）となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配することができると認められる団体（中小企業等協同組合及び協業組合を含む。）または法人で、林業・木材産業の振興を目的とするものとする。

② 木材加工流通施設（ただし、木材集出荷用機械を除く。）の整備を行う事業については、次に掲げる事項を満たした上で計画するものとする。

ア 当該施設の受益の範囲内で同様の木材処理加工を営む者を構成員とする団体等と調整を行うこと。

イ 原木の調達先及び製品の販路を明確にした上で、これらについて、継続的に確保されることを明らかにすること。

ウ 施設で利用する原木等の樹種を明確にすること。

③ 貸付について

ア 市町村が事業実施主体となるのは、貸付に係る木材加工流通施設（ただし、木材集出荷用機械を除く。）の整備に限る。

イ 貸付に係る木材加工流通施設（ただし、木材集出荷用機械を除く。）の整備の事業実施主体は、地域材を利用する法人以外に限る。

ウ 貸付に係る木材加工流通施設（ただし、木材集出荷用機械を除く。）については、次のいずれかを満たすものとする。

(ア) 木材乾燥施設や高次加工施設のうち移動可能な施設装置や機械など、地域の幅広い事業者による利用が可能な施設で、かつ、ブランド化した乾燥材等高次加工品を生産する体制の整備に当たり緊急に必要な施設（以下「貸付高次加工施設」という。）。

(イ) 製材施設等のうちダイオキシソ対応型焼却炉等であって、地域の幅広い事業者による利用が可能な施設で、かつ、木材産業の環境対策の実施に当たり緊急に必要な施設(以下「貸付環境対策施設」という。)

④ ③のウの(ア)の貸付高次加工施設の貸付に当たっては、次の要件を満たすものとする。

ア 事業主体は、地域における乾燥材等の高次加工材の品質基準を地域の実態に応じて作成し、その基準による共同品質管理を推進するものとし、そのための体制及び指導能力を備えた団体とする。

イ 施設の貸付けを受ける者（④、⑤においては「利用者」という。）は、原則として事業実施主体の構成員又は事業実施主体を構成する団体の構成員であることとし、事業実施主体の指導のもとで共同品質管理により乾燥材等の高次加工材生産を行うとともに、地域への技術定着に協力することにより乾燥材の産地形成に努める者とする。

ウ 事業実施主体は、利用者間の調整を行い、できるだけ広く利用者を募ることに努めることとし、3以上の事業者の利用を前提とした利用計画を策定することとする。

また、生産される乾燥材等は、事業実施主体が定めた品質基準を満たしていることのほか、同一ブランド名の表示を行うことを条件とする。

エ 事業実施主体は、共同利用の方法等について管理規程又は利用規程を定め、機械施設の目的、内容（種類、構造、規模、型式、数量）、所在、管理責任者、利用の範囲、利用方法、使用料、保管、償却に関する事項を明らかにすることとする。

オ 貸付料は、「事業主体が負担する金額（＝事業費－補助金）／耐用年数＋年間管理費」以下であること。

カ 事業実施主体は、機械施設の使用が特定の構成員とならないよう貸付契約の期間を原則1年以内とし、毎年機械施設の利用者を募り総会等の承認を経て利用者を決定することとする。なお、契約の更新は可能とする。

キ 事業実施主体と利用者との間において、貸付けの目的、期間、貸付料、貸付料納入の期限及び方法、目的外使用の禁止等の事項について明記した貸付契約を締結するものであること。

なお、事業実施主体は、貸付契約の締結に当たっては、あらかじめ、知事に協議するものとする。

ク 事業実施主体は、機械施設の定期的な点検を適切に行うなど、機械施設の維持・管理に努めることとする。

⑤ ③のウの(イ)の貸付環境対策施設の貸付に当たっては、次の要件を満たすものとする。

ア 事業実施主体は、地域における製材工場等の木くず等の処理・利用を推進するものとし、木くず等の処理や資源の有効活用及び検査等の環境対策について管理基準を作成し、その基準により地域の木材産業の環境向上を図る団体であり、そのための体制及び指導能力を備えた団体とする。

イ 利用者は、原則として事業実施主体の構成員又は事業実施主体を構成する団体の構成員であることとし、共通の管理基準により事業実施主体の指導のもとで木くず等の処理・利用に努める者とする。

ウ 事業実施主体は、利用者間の調整を行い、できるだけ広く利用者を募ることに努めることとし、3以上の事業者の利用を前提とした利用計画を策定することとする。

エ 上記のほか、④のエ～クに準ずる。

⑥ 事業区分について

木材加工流通施設（木材集出荷用機械）の整備のうち貨物自動車については、次の要件を満たすものとする。

ア 貨物自動車運送事業法で定められた、一般貨物自動車運送事業の用に供するもの以外に限る。

イ 荷台に固定された屋根がない車両に限る。

ウ 原則として、事業実施主体、所有者及び使用者の名義が同一であるものに限る。

(3) その他

事業内容には、附帯施設の整備を含む。

別表 4

指標のガイドライン

- 1 個別指標の設定単位は事業実施主体ごととする。
- 2 下表のうち、●は事業内容等によりどれか一つ必ず選択する指標とする。

事業 内容	個別指標	個別指標の定義
木材加工 流通施設 整備	●東京の木多摩産材等利用(加工)量 ●東京の木多摩産材等利用(加工)の生産性 ●東京の木多摩産材等利用(乾燥)量 ●東京の木多摩産材等利用(乾燥)の生産性	当該施設による東京の木多摩産材等の加工量(m^3) 当該施設による東京の木多摩産材等の加工の生産性($\text{m}^3/\text{人日}$) 当該施設による東京の木多摩産材等の乾燥量(m^3) 当該施設による東京の木多摩産材等の乾燥の生産性($\text{m}^3/\text{人日}$) ※目標年度は事業実施年度の翌年度から3年目